

參考資料



2 策定経過

令和6年5月

第6次総合計画前期基本計画の評価(成果指標の達成状況等確認)

令和6年5月～6月

市民アンケート調査(1,122/3,000人 回答率 37.4%)

中高生アンケート調査(478/524人 回答率 91.2%)

まちづくり各種団体意向調査(26/38団体 回答率 68.4%)

令和6年10月

将来人口推計の実施

令和6年12月20日

第1回策定委員会(策定スケジュール、各種調査結果報告)

令和7年1月20日～2月19日

大網白里市人口ビジョン(令和7年改訂版)案及び第3期大網白里市総合戦略案に係るパブリックコメント実施

令和7年1月23日

第1回大網白里市総合計画審議会(諮問、委嘱状交付、各種調査結果報告、協議)

令和7年2月28日

第1回策定部会(重点施策の設定、施策内容に関する協議)

令和7年3月

大網白里市人口ビジョン(令和7年改訂版)及び第3期大網白里市総合戦略 策定

令和7年4月7日

第2回策定委員会(まちづくりの主要課題、重点施策に関する審議)

令和7年5月13日

第2回大網白里市総合計画審議会(後期基本計画素案に関する協議)

令和7年6月18日

第2回策定部会(成果指標の設定、施策内容に関する協議)

令和7年6月28日、7月6日

タウンミーティング開催(計3回開催、参加者数:9名)

令和7年7月15日

第3回策定委員会(まちづくりの主要課題、重点施策、後期基本計画素案に関する協議)

令和7年7月29日

第3回大網白里市総合計画審議会(まちづくりの主要課題、重点施策、後期基本計画素案に関する審議)

令和7年9月18日

第4回策定委員会(後期基本計画素案に関する協議)

令和7年11月5日

第4回大網白里市総合計画審議会(後期基本計画案に関する審議、答申について協議)

令和7年11月11日

市長への答申

令和7年11月25日~12月26日

大網白里市第6次総合計画 後期基本計画案に係るパブリックコメント実施

令和8年1月5日

第5回策定委員会(後期基本計画案に関する協議)

令和8年3月

大網白里市第6次総合計画 後期基本計画 策定

3 総合計画審議会

(1) 大網白里市総合計画審議会条例

平成11年条例第4号

大網白里市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大網白里市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の代表者及び職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第1号及び第3号に掲げる委員にあつては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画審議会委員

(敬称略)

	区分	所属	役職	氏名	備考
1	議会	大網白里市議会	議長	小倉 利昭	
2	学識経験者	城西国際大学	教授	渡邊 修朗	会長
3		千葉大学	教授	関谷 昇	副会長
4		山武郡市医師会	副会長	錦織 吉宏	
5		山武地域振興事務所	所長	田中 正直	第1回
			所長	高岡 恭子	第2回～
6		山武土木事務所	所長	田中 武彦	
7	関係諸団体の代表及び職員	大網白里市教育委員会	教育長職務代理者	今井 克典	
8		大網白里市農業委員会	会長	内山 充弘	第1回
			会長	内海 亮一	第2回～
9		大網白里市消防団	副団長	吉田 崇亜	
10		大網白里市区長会	会長	吉田 豊孝	～第2回
			会長	鈴木 勲	第3回～
11		大網白里市社会福祉協議会	会長	永野 和子	
12		大網白里市スポーツ協会	会長	柏山 幸一	
13		大網白里市観光協会	会長	内山 信男	第1回
			会長	望月 昭宏	第2回～
14		大網白里市商工会	会長	久我 一雄	
15		大網白里市防犯組合	副組合長	鈴木 晟義	
16		みどりが丘保育園	園長	中村 範枝	
17	市民代表	市民公募委員		大塚 晃一	
18		市民公募委員		小西 一裕	
19		市民公募委員		齋藤 壽彌	
20		市民公募委員		松本 清資	

(3) 諮問書

企 第 9 2 3 号
令和7年1月23日

大網白里市総合計画審議会会長 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市第6次総合計画後期基本計画について（諮問）

大網白里市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大網白里市第6次総合計画後期基本計画の策定について

2 諮問理由

本市では、令和3年3月に「大網白里市第6次総合計画」を策定し、基本構想で示す将来像「未来に向けて みんなでつくろう！住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、「前期基本計画」に基づき各種施策に取り組んでまいりました。

この「前期基本計画」の計画期間が、令和7年度をもって終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した「後期基本計画（令和8年度～令和12年度）」を策定いたします。

地方創生の取組が始まって10年が経過し、全国各地で地方創生の取組が行われているなか、少子高齢化・人口減少の進行をはじめ、急速に進化するデジタル技術の活用の広がりや、価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しており、本市にあっても様々な課題に直面しています。

こうした社会情勢の変化や本市の課題に的確に対応するため、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、これからのまちづくりを進めるため、次期5か年に向けた「大網白里市第6次総合計画後期基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

(4) 答申書

令和7年11月11日

大網白里市長 金坂昌典様

大網白里市総合計画審議会
会長 渡邊修朗

大網白里市第6次総合計画後期基本計画について（答申）

令和7年1月23日付け企第923号で諮問のありました大網白里市第6次総合計画後期基本計画の策定について、当審議会で活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「大網白里市第6次総合計画後期基本計画（案）」として取りまとめましたので答申いたします。

本案につきましては、当審議会の審議が十分に反映されたものとなっており、市が目指すまちづくりの指針として相応しい内容となったものと認めます。

なお、総合計画の推進にあたっては、下記の事項について十分留意し、市の将来像「未来に向けてみんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち」の実現に向け、最善を尽くされますよう要望します。

記

- 1 大網白里市を取り巻く社会・経済情勢の変化や市民ニーズの動向、国の制度改正等を的確に捉え、柔軟かつ透明性の高い行政運営に努め、本計画に基づく施策・事業を計画的かつ着実に推進すること。
- 2 人口減少・少子高齢化が進展する中でも、地域を活性化し、持続可能なまちづくりを進めるため、本計画で新たに掲げた「重点施策」を中心に、限られた資源で効果的に施策を展開すること。
- 3 多様化、複雑化する地域課題に適切に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるため、職員の能力向上に努めるとともに、民間的経営手法の観点を重視し、自主財源の確保に積極的に取り組むなど、引き続き行財政改革を進めること。
- 4 本計画の趣旨や内容について広く周知を行うとともに、市民一人ひとりが関心を持ってまちづくりに参画できる環境整備に努め、本市に関わる全ての主体が活躍できるよう、協働によるまちづくりの更なる推進に努めること。
- 5 各基本施策に設定した成果指標の進行管理および行政評価による分析により、本計画の効果検証を行い改善を図ることで、市民満足度の向上を図ること。
- 6 当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた個別の意見については、計画の実施段階において十分に留意し、今後のまちづくりを進めること。

4 策定委員会・策定部会

(1) 大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

平成11年告示第47号

大網白里市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大網白里市総合計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、大網白里市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、副市長、教育長、大網白里市課設置条例(昭和46年条例第12号)第1条に規定する課等の長、ガス事業課長、大網病院事務長、下水道課長、教育委員会関係の課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び監査委員事務局長をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画政策課長が委員長を代理しその職務を行う。

4 策定委員会は、必要に応じ委員長(前項の規定により委員長の代理となった者を含む。以下同じ。)が招集する。

5 策定委員会は、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要があると認めるときは策定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(策定部会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定委員会に策定部会を置くことができる。

2 策定部会は職員の中から委員長が指名する。

3 策定部会は、全体部会と個別部会に分けることができる。ただし、全体部会の部会長は委員長が指名し、個別部会の部会長は、互選とする。

4 策定部会は、必要に応じ部会長が招集する。

5 策定部会は、情報、資料の収集及び分析並びに整理を行う。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は策定委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日告示第39号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日告示第7号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日告示第27号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第36号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月7日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第37号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 大網白里市総合計画策定委員会委員

策定委員会	
副市長	堀江 和彦
教育長	川崎 宏薫
秘書広報課長	古内 晃浩
総務課長	田邊 哲也
財政課長	森川 裕之
企画政策課長	飯高 謙一
安全対策課長	石井 一正
税務課長	板倉 洋和
市民課長	戸田 裕之
地域づくり課長	石井 勇
社会福祉課長	糸日谷 昇
子育て支援課長	北田 和之
高齢者支援課長	深山 元博
健康増進課長	渡邊 公一郎
農業振興課長	野口 裕之
商工観光課長	内山 義仁
建設課長	北田 吉男
都市整備課長	米倉 正美
下水道課長	齊藤 隆廣
ガス事業課長	山田 俊雄
大網病院事務長	安川 一省
管理課長	石原 治幸
生涯学習課長	鈴木 正典
議会事務局長	鵜澤 康治
会計管理者	古川 正樹
監査委員事務局長	飯倉 正人

策定部会(策定PT)	
秘書広報課 副課長	山田 直美
総務課 副課長	高橋 和也
財政課 副課長	山本 卓也
企画政策課 副課長	久保 崇
安全対策課 副課長	菊池 有輔
税務課 副課長	内山 貴浩
市民課 副課長	内山 悟
市民課 副課長	千葉 利憲
地域づくり課 副課長	谷川 充広
社会福祉課 副課長	齊藤 康弘
子育て支援課 副課長	加藤岡 裕二
高齢者支援課 副課長	稲生 靖行
健康増進課 副課長	川寄 亜希子
農業振興課 副課長	須永 晃二
商工観光課 副課長	北田 祥一
建設課 副課長	渡辺 茂行
都市整備課 副課長	茂田 栄治
下水道課 副課長	渡邊 晃
ガス事業課 副課長	齋藤 英樹
大網病院 副事務長	子安 浩司
管理課 副課長	大塚 隆一
生涯学習課 副課長	佐藤 淳司

※ 所属及び職名は、令和7年4月1日時点

5 用語解説

あ行

RPA

人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。Robotic Process automation の略。

IoT

様々なモノ(物)がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。Internet of Things(モノのインターネット)の略。

ICT

情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える人に紹介する制度。

AI

計算の概念とコンピューターを用いて知能を研究する計算機科学(コンピュータサイエンス)の一分野。Artificial Intelligence(人工知能)の略。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。代表的なものとしてLINE、Youtube、Instagram、X(旧Twitter)、Facebook、TikTokなどがある。

SDGs債

SDGs達成に貢献する環境・社会問題解決型事業の資金使途に限定して発行される債権の総称。グリーンボンド(環境)、ソーシャルボンド(社会貢献)、両方を対象とするサステナビリティボンドなどがあり、発行体は資金使途や効果を投資家に開示する義務がある。

大網白里市適地バンク

企業の立地に適する用地の情報を幅広く収集し、市内に進出を希望する企業等と、市内の未利用地を有効活用したい土地の所有者等をマッチングさせる制度。

大網白里スマートインターチェンジ(SIC)

圏央道の茂原北 IC～東金 JCT(ジャンクション)間の本線に接続する、ETC車載器を搭載した車専用のインターチェンジ。設置場所は本市小中地内、平成31年3月に開通。

オープンデータ

国、地方自治体、事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう公開されたデータ。

か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量(または除去量)を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」にすること。

関係人口

移住した定住人口でも、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人たちと多様に関わる人々のことを指す。

GIGAスクール構想

児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想。Global and Innovation Gateway for All の略。

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)

企業が地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対して一定額以上の寄附を行った場合、法人関係税を税額控除する制度。令和7年度税制改正で令和9年度まで延長された。

九十九里地域市町村連携チーム

千葉県では、海匝・山武・長生地域管内の16市町村で構成される広域連携組織「九十九里地域市町村連携チーム」を設置し、地域課題(人口減少・少子高齢化、地域の魅力・地域資源の活用、市町村連携・情報共有スキームづくり等)の解決に向け、広域連携によるスケールメリットを利用し、知名度の高い『九十九里』をブランドとして効果的に活用した取り組み等を行っている。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。

グリーン・トランスフォーメーション(GX)

温室効果ガスを生み出す化石燃料中心の社会・経済構造を、クリーンな太陽光発電や風力発電などが中心のものへと転換し、持続可能な社会の実現と産業競争力の向上する取り組み。

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題の解決のため提携すること。

ケアマネジメント

高齢者や障がい者などの生活を支援するために、地域のさまざまな福祉サービスなどを適切に活用できるように総合的に調整すること。

経常収支比率

市税や地方交付税などの経常的な歳入に対し、人件費・社会保障費・公債費などの義務的な経常経費が占める比率。地方公共団体の財政構造の弾力性を表す。

健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つを指す。

子育て交流センター

みどりが丘の大網小学校隣接地に令和2年開館した、子どもが自由に遊び、学べる施設として、児童館、学童保育、子育て支援センターの各種機能を備えた複合的な子育て支援施設。

子育て支援館

増穂保育所の隣接地に平成31年開館した、親子で自由に利用できる子育て支援センター(マリールーム)を設置するほか、一時預かり保育や小規模保育、児童発達支援事業、ファミリー・サポート・センター事業などを実施する子育て支援施設。

子ども家庭センター

妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的に市町村が設置する機関。

妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、センター職員による直接的な関わりや相談対応などを行う。

コミュニティ・プラント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもとづき定める一般廃棄物処理計画に従って、市町村が設置する小・中規模の下水処理施設のこと。

コミュニティ・スクール

地域とともにある学校づくりのため、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行

財政調整基金

財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておく地方自治体の貯金のこと。

ジェンダー

性別に関する社会的規範と性差。生物学的な性に対して、社会的・文化的につくられる、男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。

市街化調整区域

都市計画法における市街化を抑制すべき区域。

一方、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされる。

事業承継制度

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にもとづく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する税制制度。

自助・共助・公助

自助:災害の発生時にまず自分自身と家族の安全を守ること。

共助:地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助けあうこと。

公助:公的な機関による救助・援助のこと。

この3つが連携し一体となることで、災害による被害を最小限にとどめるという考え。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年の国連サミットで採択された、人間、地球及び繁栄のための行動計画。2030年までの国際社会共通の目標である、持続可能な開発目標(SDGs)がその中核をなす。

実質赤字比率

最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

指定管理者制度

民間の活力を導入し自治体の経営改善を図るため、公的施設の管理・運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

常備消防

市町村に設置された消防本部及び消防署のことを指し、専任の職員が勤務している。山武郡市内では一部事務組合である山武郡市広域行政組合が設置・運営している。

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)

都心から約40～60kmを環状に連絡する全長約300kmの高規格幹線道路。東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道等の放射状に延びる高速道路や都心郊外の主要都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路等と一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する。

ジュニアリーダー

子ども会を中心に地域活動を行う青少年。本市ジュニアリーダースクラブでは、中学生から大学生までのジュニアリーダーが活動を行っている。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

従来の「生産→使用→廃棄」という一方通行のリニアエコノミー(直線型経済)に対し、経済活動においてモノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで既存のモノをムダにせず、その価値を最大限に生かす循環型のしくみ。

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

ストックマネジメント

施設の予防保全や更新にあたり、機能診断にもとづく機能保全対策の実施を通じて既存施設の有効活用や長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを低減していくための管理手法。

3R

限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会をつくるための取り組み。Reduce(排出抑制)・Reuse(再利用)・Recycle(再資源化)の3つの頭文字を表している。

早期健全化基準

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)それぞれに定められている基準。いずれかの比率がこの基準以上である場合には、当該比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

総合戦略

地方公共団体は、地域の人口減少や地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、地域に即した目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定することが求められている。

た行

多面的機能支払交付金

農業・農村が有する、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、地域で行う共同活動を支援する交付金。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として各市町村に設置される。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。

地域まちづくり協議会

地域の課題を解決するため、地域住民が自ら議論し、一定の意思決定を行っていく組織。

千産千消

千葉県内で生産された農林水産物などを県内で消費する取り組みを表現する造語。県内の公立学校では、学校給食に地場産物を活用して食育を行う「千産千消デー」を実施している。

ちばエコ農産物

化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培し、環境保全と食の安全・安心に配慮しているとして認証された千葉県産農産物。

千葉県ドクターバンク

地域の医療を支える医師を確保する施策として、関係機関が連携し、関心のある医療機関や医師が登録することで、希望に応じて県内の医療機関に紹介するなど、就任までをサポートするシステム。

千葉ブランド水産物

千葉県産水産物の消費拡大とイメージアップのため創設された千葉ブランド水産物認定制度で、優良であると認定された水産物。

本市では「九十九里地はまぐり」、「煮干し」、「田作り」が認定を受けている。

デジタル・トランスフォーメーション(DX)

単に業務の一部をデジタル化することに留まらず、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するもの。

経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

デジタル博物館

インターネット上で展示・公開する博物館。本市では、文化資源に気軽に親しめる環境整備の一環として平成30年2月にサービスを開始し、令和6年3月には博物館法上に位置付けられた登録博物館として認定を受けた。

都市計画道路大網駅東中央線

平成30年11月に開通した、千葉銀行前交差点とイオン大網白里店前交差点を結ぶ都市計画道路。

な行

二地域居住

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に行き来しながら生活する新しいライフスタイル。「二拠点生活」や「デュアルライフ」とも呼ばれる。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は認定を受けることができる。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法にもとづき、農業経営改善計画を市に認定された農業経営者・農業生産法人。認定農業者は各種支援措置を受けられる。

農業集落排水事業

農業集落に汚水等の処理施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る取り組み。

農地中間管理事業

高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を図る制度。

は行

パブリックコメント

行政が重要な条例や政策の策定を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的に意思決定する制度。

PPP/PFI

PPP：公共サービスの提供を行政と民間企業等が連携して行う仕組み（官民連携）。指定管理者制度やPFIなど様々な方式がある。Public Private Partnership の略。

PFI：民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。PPPの手法のひとつ。Private Finance Initiative の略。

ビッグデータ

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と援助をできる人（提供会員）からなる組織において、会員同士による相互援助活動の仲介を行う。

ふるさと納税（ふるさと応援寄附金）

自分が居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄附を行った場合、その金額に応じて、現在の居住地に支払う住民税や所得税などの一部が控除される制度。

フレイル

加齢とともに人の心と体の働きが弱くなってきた状態。健康な状態から要介護状態へ移行する段階。

ほ場（圃場）

農作物を栽培するために用いられる農地の総称。田んぼ、畑、果樹園、牧草地など、作物の種類や栽培方法を限定せず、全ての農地を指す。

や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別、能力、障がいの有無などの違いを問わずに利用できることをめざした建築・製品・情報などの設計（デザイン）。

ら行

連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、農畜産物・水産物の生産に加えて、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、付加価値による所得向上とともに、農林水産業の活性化を図るもの。

大網白里市第6次総合計画 後期基本計画

発行日	令和8年3月
企画・編集	大網白里市企画政策課
発行者	大網白里市

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2

T E L : 0475-70-0315

U R L : <https://www.city.oamishirasato.lg.jp/>





大網白里市マスコットキャラクター
マリン

大網白里市